

○木下委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席等の届出はありません。

ここで、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○木下委員長 再開いたします。

1点目の令和3年第2回臨時会の運営について、(1)の市長提出議案について、議案第1号ないし議案第8号について、理事者から説明を受けます。

○野崎総務部長 令和3年第2回臨時市議会を4月12日開会ということで、昨日招集告示をさせていただきますので、議案につきまして御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、補正予算が2件、条例の制定が6件の、合わせて8件でございます。議案第1号、令和3年度一般会計補正予算及び議案第2号、国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、後ほど総合政策部長のほうから御説明をさせていただきます。議案第3号から議案第8号までにつきましては、条例の制定であります。

議案第3号及び議案第4号につきましては、いずれも地方税法の一部改正等に伴うものであります。議案第3号につきましては、個人市民税では、非課税の判定における扶養親族の範囲の見直し並びに医療費控除の特例及び住宅ローン控除の適用期限の延長を、固定資産税では、土地に係る負担調整措置の延長及び令和3年度分の課税標準額の特例に係る規定の整備などを、軽自動車税では、税率及び賦課徴収の特例の対象の見直し及び税率軽減措置の適用期限の延長などを行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。議案第4号につきましては、土地に係る負担調整措置の延長を行うほか、地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第5号につきましては、審査の申出等の手続における押印等を廃止しようとするものであります。

議案第6号につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、電磁的記録等の利用に係る規定を整備するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴いまして、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第7号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免を令和3年度においても継続しようとするものであります。

議案第8号につきましては、介護保険第1号被保険者の保険料率の区分に係る合計所得金額の変更をするほか、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を令和3年度においても継続しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤総合政策部長 議案第1号及び議案第2号の令和3年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5千105万6千円を追加しようとするものでございます。

その内容といたしましては、4ページ及び5ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款民生費では、福祉タクシー利用等促進費など5事業で4億8千684万円、4款衛生費では、発熱外来体制構築費など3事業で6千621万6千円、7款商工費では、飲食店応援チケット発行費など2事業で2億9千800万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

これらの財源につきましては、3ページの歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で8億2千341万1千円、21款繰入金で2千764万5千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、議案第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万円を追加しようとするものでございます。

その内容といたしましては、10ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款保険給付費に、新型コロナウイルス感染症傷病手当金で162万円を追加しようとするものでございます。

この財源につきましては、9ページの歳入にお示しいたしておりますように、1款国民健康保険料で3千275万6千円を減額し、3款道支出金で817万1千円、5款繰入金で2千620万5千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○木下委員長 ここで、委員の皆さんから特段御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○木下委員長 それでは、ただいま説明のあった議案第1号ないし議案第8号につきまして、審議方法について協議をしてみたいと思います。本会議直接審議とするか、特別委員会付託とするか、各会派及び無所属議員に確認をしてみたいと思います。

○菅原委員(自民会議) 本会議直接審議でお願いいたします。

○品田委員(民主連合) 本会議直接審議がよろしいかと思えます。

○中野委員(公明) 本会議直接審議でよろしいかと思えます。

○石川委員(共産) 本会議直接審議でよろしいと思えます。

○金谷委員(無党派G) 本会議直接審議でいいと思えます。

○横山委員外議員(無所属) 本会議直接審議でよろしいと思えます。

○木下委員長 皆さん、本会議直接審議で構わないということですので、そのように取り扱わせていただきます。後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきます。

次に、(2)の会期と日程についてです。本会議直接審議ということになりましたので、会期は4月12日の1日としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、2番目のその他についてであります。(1)議会の改善・要望事項について、議会の改善・要望事項のうち、「No.17 中継・配信」、「No.19 説明責任」、「No.20 議会日程等の周知」については、令和元年10月4日の議会運営委員会において確認の上、議長を通じて広聴広報委員会に協議を委ねておりましたが、本年3月24日に議長を通じて広聴広報委員会から、協議の結果、調整が調わなかったため、広聴広報委員会における協議を終えたということでありました。また、「No.17 中継・配信」に関わって、本会議のケーブルテレビ試験放送を実施してきた事業者から、本放送を見送ることとなった理由について書面で提出いただきたい旨の要望があったことから、議会運営委員会での対応について検討願いたいといった申入れのほうがあったところですので、これらの項目の今後の取扱いにつきましては、他の改善・要望事項と併せて代表者会議で協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、代表者会議で協議をしてまいりたいと思います。

本日の協議事項については、以上となります。

次回の議会運営委員会ですが、本会議直接審議ということになりましたので、4月9日金曜日の午前10時に開催をしたいと思います。こちらは口頭招集とさせていただきますので、案内等は別途届きませんので御承知おき願います。

以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

---

散会 午前10時10分